

未成年者の行為能力に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCから300万円の贈与を負担なしで受けた場合、BはA・C間の贈与契約を取り消すことができる。
2. 未成年者Aが法定代理人Bから営業の種類を特定して営業を許された場合、Bはいかなる理由があっても、その営業に関する許可を取り消すことはできない。
3. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結した場合、AはBの同意を得なくても、この契約を単独で取り消すことができる。
4. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結し代金を受領したが、Bがこの契約を取り消した場合、Aが代金の一部を浪費していたときでも、Aは代金の全額をCに返還しなければならない。
5. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCと売買契約を締結した。AもBもこの契約を取消可能であると知らなかった場合でも、契約締結時から5年を経過したときは、取り消すことはできない。